## 募集要項に対する質問

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
0-01	p. 2	「付帯事業として隣接する運動公園の運営維持	運動広場の利用者が利用する施設は必須条件
	3 (5) 事	管理業務も実施する。」となっておりますが、本計	ではありませんが、休館日でも外部から使用でき
	業内容	画でどのような施設を取り込む必要があるので	るユニバーサルデザインを考慮したトイレ(オスト
		しょうか。(運動広場用施設として、シャワー室や	メイト対応含む)、水道等について、規模を含め
		ロッカー室等を本計画で取り込む必要性がある のでしょうか。)	て提案して〈ださい。
0-02	p. 2	募集要項2頁(5)に、ア~エの4部門の運営維持	事業者の業務節囲は、募集要項の「3(7)事業
0 02	3 (5) 事	管理までが事業内容として記載されております。	の範囲」を参照してください。
	業内容	これは、施設の維持管理業務と理解して宜しい	なお、センター全体の管理は町が実施します。
		のでしょうか?	
		要求水準書21頁 別紙2 - 1で、生涯学習セン	
		ター運営業務を「学習・創造活動を支援する部	
		門」に特定しております。 募集要項2頁(5)のイ「資料・情報部門」の運営	
		業務は、貴町が行うと理解しておりますが、エの	
		「管理・運営部門」の運営業務は、どちらが行うと	
		理解すれば宜しいでしょうか?	
		なお、確認のため、運営業務、運営維持管理の	
0.00	2	意味の違いを明確にご教示ください。	
0-03	p.3 2(7)事業の	資料・情報部門の運営・維持管理…について は、町が自ら実施する。とありますが、喫茶の運	ご指摘の通りです。
	3(7)事業の  範囲	は、町が自ら美脆する。このりよすが、喉深の連  営、新聞・雑誌・書籍・什器・備品等の設置も含ま	
	+6124	れるものと考えて宜しいのでしょうか。	
0-04	p. 3	募集要項3頁14~16行に、「なお、資料・情報部	すでに、町内の各公民館図書室のネットワーク
		門~町が自ら実施する」とありますが、その業務	が運用されています。そのシステムを活用し、図
		を実施する企業又はその企業の選定方法をご提	
	自ら実施す る業務	示下さい。	企業の選定方法につきましては、今後検討しま す。
	る耒份		9 .
0-05	p. 4	施設建設完了から供用開始までの5ヶ月間で、	維持管理業務の一環として、備品搬入、図書資
		書架の配架等の備品搬入、図書資料の搬入配	料の搬入配架、情報機器の設置に協力すること
	ケジュール	架、情報機器の設置及び稼動確認、職員研修、	を想定しています。
		開館準備(セレモニー)等をおこなうことを想定し	その他の業務については、町と優先交渉権者の
		ているとのことですが、これらの業務に関して事 業者ははどのような役割、責任を負いますか。	協議によって定めます。
0-06	p. 5	今後、質問・回答の機会がないスケジュールと	ご指摘を踏まえて検討します。
		なっているようですが、事業収支の詳細検討、金	
	手続き	融機関と融資交渉等を行っていく中で、必ず質問	
		させて頂きたい事項が生じてくると考えられま	
		す。よって、資格審査の実施(平成14年11月1日  (余)	
		(金))と提案書の受付(平成14年12月26日(木)) の間に再度質問・回答の機会を設けて頂きたい	
		と考えますがいかがでしょうか?	
0-07	p. 7	プロポーザルに参加する事業者は,類似施設の	基本的な資格要件には含まれませんが、必要に
		運営維持管理に関する実績等は,問われないの	応じて提案書の該当様式に含めて〈ださい。
0.00	資格要件	でしょうか・	(少まな光の亦声は初りませ)
0-08	p.7 4 (5)ア参	企業グループにより参加表明した場合、代表企 業については、いかなる場合も変更できないの	代表企業の変更は認めません。
	加者の構成		
	等(ウ)		
0-09	p. 8	納税証明書は、平成12年度・平成13年度の2年	
	4 (5)イ (ス) (マギュ)	間の書類を提出すればよいと理解して宜しいで	間の書類を提出してください。
	(イ)経営状		その際は、その2(未納税額がないことの証明)    が必要となります。
	況	ち、どの書類が必要となりますでしょうか。 ・その1(納付税額の証明)	<i>川</i> 必女になりみり。 
		・その2(未納税額がないことの証明)	
		・その3(「法人税」及び「消費税及び地方消費	
		税」について未納税額がないことの証明)	
0-10	p. 9	町が選定されなかった提出書類を公開する場合	選定されなかった提出書類についても、情報公
	4(5)ウ (ウ)担山書	には、事前に応募者の承諾を得た後に公開する	開の観点から、町の判断で公開させていただ〈場
	(ワ)提出書 類の取扱	ものと理解して宜しいでしょうか。	合がありますので、予めご了承ください。
	<sub>親の取扱</sub> い・著作権		

0-11	選定基準	審査方法は、事業者選定基準書記載の全審査項目について各審査委員の方10名が全ての項目に対し個別に審査する方法をとられるのでしょうか。それとも、項目、分野毎に、委員の方がご専門の範囲にあわせて担当分けされるのでしょうか。	
0-12	p.11 5(2)イ審 査·選定結 果の公表	審査・選定結果に対して異議を申し立てることはできないとありますが、選定(および落選)の理由は十分に開示されるのでしょうか。	
0-13	p.11 5(2)イ審 査·選定結 果の公表	審査・選定の結果の公表は、平成15年3月の前・中・後のいずれを予定されているのか、概ねの日程をご教示〈ださい。	選定委員会の最終回(公開)を平成15年3月に予定しておりますが、日程は調整中です。 正式な結果の公表は町議会の議決後(平成15年6月)を予定しています。
0-14	p.12 6(2)ア設 計及び建設 に要する費 用	「ア 設計及び建設に要する費用」は、施設の完成確認、引き渡しをもって確定債権として確立されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
0-15	計及び建設 に要する費 用(ウ)	ておりますが、「TIBORを5年でスワップして得られる固定金利」は公示されておらず、基準となる金利が特定出来ないものと思われます。基準金利の具体的な把握方法をご教授下さい。	利」から「日本円TIBORをベースとして、事業者の 提案に基づ〈基準金利」に変更します。 従って、基準金利、スプレッド、基準金利の設定 方法はいずれも応募者の提案に委ねるものとし ます。
0-16	計及び建設	割賦代金の支払いにつきまして、平成18年4月から平成38年3月までが割賦の対象期間になるものと理解しておりますが、一方、割賦金利の基準日につきましては平成18年5月31日、平成23年5月31日、平成28年5月31日、平成33年5月31日とされております。この場合、基準金利を確定する年度の4月、5月分の金利計算に、当年度より適用される基準金利を適用することが出来なくなると理解しております。従いまして、金利の基準日を平成18年及び各見直し年度の3月31日の2営業日前等に変更して頂きたく、ご検討をお願い致します。	その他のご指摘も踏まえて、割賦代金の支払回数を平成18年1月~平成38年4月の82回に変更し、割賦金利の基準日を平成17年10月1日の2銀行営業日前、平成23年4月1日(同)、平成28年4月1日(同)、平成33年4月1日(同)に変更します。
0-17	6(2)ア(エ) 割賦金利の	割賦金利の基準日がそれぞれ5月31日となっていますが、契約条件規定書 P.26別紙4 - 2 1 (1)設計及び建設に要する費用 によれば、それぞれ5月30日となっています。契約条件規定書の内容を優先させる、という理解で宜しいでしょうか。	
0-18	に要する費 用 (オ)	割賦代金の元金に相当する費用に「町への施設等所有権移転業務に要する費用」が含まれていますが、所有権移転業務の意味するところは、事業者が一旦保存登記を行い、その後町に移転登記する手順をとり、それらの登記費用を事業者が負担し、割賦代金の元金に含めるということでしょうか。	代金の元金に含めてください。ただし、関係機関との協議によって不動産取得税が非課税となった場合は、割賦代金の元金を見直すこととします。
0-19	維持管理に 要する費用 (ア)	のような項目を記載する予定なのでしょうか。施設の供用開始が平成18年3月なので、業務完了届の初回は平成18年6月でよいのではないでしょうか。	完了届を提出していただ〈必要があるため、初回 を平成18年3月としました。 支払回数の見直しと併せて、初回を平成18年1 月に変更します。
0-20	維持管理に	第1回の運営維持管理に要する費用支払時期 は、本件工事費支払と同様の平成18年6月25日 で良いのでしょうか。また、運営維持管理に要す る費用とは、開館日以降の運営維持管理費を指 しているのでしょうか。	その他のご指摘も踏まえて、運営維持管理費の 支払回数を平成18年1月~平成38年4月の82回 に変更します。 詳細については、別途公表する「別添資料5本事業に係るスケジュール」を参照してください。

0-21	維持管理に 要する費用	〈)」と記載されていますが、お考えになっている 大規模修繕の範囲・定義について、ご教示〈ださい。	契約条件規定書の「第1条(定義)(25)」を参照して〈ださい。
0-22	6(2)イ.維 持管理運営 に関する費 用、(エ)	町は、モニタリングの結果SPCへの支払を変更できる旨の記載がありますが、支払の変更に関する、具体的な規準・程度・増額もあるのかについて、お示しください。	契約条件規定書の別紙4-3を参照して〈ださい。なお、増額は想定していません。
0-23	権の譲渡	は一体不可分」の取扱いは緩和されるものと理 解してよろしいでしょうか。	が、実際の譲渡に際しては、事前に町の承諾を得ていただきます。 また、一体不可分の取扱いの緩和は想定していません。
0-24	6(3)イ 債		ご指摘の通りです。
0-25	p.14 6(4)イ.各 種申請時	SPCは申請が受理された段階で、次の図書を町に提出するとありますが、提案書提出時には、提案書の様式、提出枚数から詳細設計の内容までは盛り込むことが困難と思われます。施設の詳細設計は、優先交渉権者として選定された後に、選定された事業者が行うという解釈でよろしいでしょうか。その場合、詳細設計に要する適当な期間をお考えいただけるのでしょうか。	のため、建設期間には詳細設計に要する期間を
0-26	種申請時、 エ 工事完 了時	SPCが町に提出すべき図書の中に構造図が含まれておりませんが、必要と考えてよろしいでしょうか。	
0-27		供用の中断その他本事業の実施に重大な影響を与えた場合、支払を減額できるものとする。とありますが、支払が減額される「供用中断の期間」「重大な影響の定義」について、お示しください。	契約条件規定書の別紙4 - 3を参照して〈ださい。 い。 なお、ご指摘の点に関する町の判断に疑義が生じた場合は、関係者協議会で協議することとします。
0-28	委託等	を得なければならないと有りますが、協力会社の定義をご教示願います。 構成企業がSPCより業務全般を受託し、その一部を構成企業の責任において別会社に再委託する場合(例えば警備業務の一部等)も町の承認を得る必要があるということでしょうか。	については、契約条件規定書の「第1条(定義)(12)」を参照して〈ださい。 については、契約条件規定書の「第23条(建設期間中の第三者への委託)」及び「第35条(運営期間中の第三者への委託)」を参照して〈ださい。
0-29		契約締結後は工事着工までの設計期間も含め て土地の管理は事業者が行うという理解で宜し いでしょうか。	土地の管理については、着工までは町が、着工後は事業者が実施します。
0-30	p.16 6(7)土地の 使用等	建設時、並行してすすめられるグランドや道路の整備工事の詳細な工程内容や本件工事との取り合いや調整方法についてご教示〈ださい。また、特に施工上、生涯学習センターの対象地以外の敷地を、一部一時使用することは可能でしょうか。説明会において、町道837号の施工開始は、本件工事完成後とのご説明があったかと思いますが、竣工、使用開始時もふ〈め改めて確認並びご教示お願いします。	です。本件工事との取り合いや調整方法については、町と選定された事業者の間で協議します。また、施工上の業務は提示された敷地内での実施を前提に検討して〈ださい。 町道837号線の施工時期は、平成17年10月から平成18年2月を予定しています。
0-31		構成企業の持ち株比率は50%超が条件となっていますが、その対象には劣後ローンや匿名組合出資は含めさせていただけますでしょうか。	持ち株比率には劣後ローンや匿名組合出資は 含まれません。

0-32	p.16 6(9)エSP Cの株式の 譲渡	本項の株式譲渡制限は新株発行についても適用されるのでしょうか。	ご指摘の通りです。
0-33	p.17	事業者が実施する設計・建設・運営維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。とありますが、2002.9.9に公表された質問回答等によると、事業者の職員と町の職員が同じ施設内で業務を行うことが想定されます。第三者への賠償責任問題等が発生した場合の、責任の所在に関する町の考え方をお示しください。	損害)」及び「第41条(リスク分担)」を参照してください。
0-34	p.17 6(11)契約 保証金	契約保証金の額及び支払方法(現金、国債、地方債等)をご教示ください。また、いつのタイミングで納付すれば宜しいのでしょうか。	契約金額(運営維持管理に要する費用を含む)の10分の1以上に相当する額を契約締結後速やかに納付していただきます。納付方法は現金のほか、下記いずれかに代えることができます。 1. 国債及び地方債の証券 2. 鉄道債権その他政府の保証のある債券 3. 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券 4. 銀行が振出し(又は支払保証)した小切手 5. 銀行が引受け(又は保証若しくは裏書)した小切手 6. 銀行に対する定期預金債券 ただし、事業者が契約条件規定書に定める履行保証保険を付保した場合は、契約保証金を免除します。
0-35	p.17 6(11)契約 保証金	契約保証金を免除していただけるか否かは、参加表明時に提出する"様式5"の内容により判定されるのでしょうか。また、その判定結果は参加資格の審査結果をご通知いただ〈時に併せてご通知いただけるのでしょうか。	様式5の内容により、町が個別に判定します。判 定結果は参加資格審査結果と併せて応募者に 通知します。
0-36	p . 17 6 (11)契約 保証金	「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合」とは、具体的にはどの様な場合を想定していますか。	過去に契約不履行等の重大な過失の実績がない場合を想定しています。過失の有無については、様式5の内容をもとに、町が個別に判定します。
0-37	p . 17 6 (11)契約 保証金	契約保証金の免除の条件「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合」を具体的に明示して〈ださい。	質問0-36を参照して〈ださい。
0-38	p.17 6(11)契約 保証金	いる必要があるでしょうか?或いは、契約締結は 2年以上前であっても引渡しが過去2年内であれば宜しいでしょうか。 契約保証金が免除されない場合の契約保証 条件は何でしょうか。	に伴う工事費の振込みのあった通帳の写しを添付してください。 については、質問0-34を参照してください。
0-39	p.17 6(11)契約 保証金	過去2年間の施工実績について以下の点をお示し下さい。 過去2年間の起点となるのは資格確認基準日 (平成14年11月1日)という理解で宜しいでしょうか。 施工の実績とは過去2年間に竣工・引渡を行ったということなのでしょうか。工事中でも良いのでしょうか。 図書館については規模(延床面積等)の基準はあるのでしょうか。	
0-40	p . 17 6 (11)契約 保証金	対象物件に関して、契約・施工中・竣工のいずれかの状況が過去2年間に行われていればよいのでしょうか。	
0-41	類の作成要	募集要項20頁ア.一般的事項の4点目は、「今回 提示された別添資料3の様式集に係る提案書類 は、すべてMicrosoft社のWord 又はExcelで作成 し、電子データも書類と一緒に提出する」と理解し てよろしいでしょうか?	タ化が困難な場合は紙面のみとします。

	7(2)ア ー	提出の指定のある書式については、ワードまた はエクセルを使用して作成とありますが、参考資 料(添付図面・イラスト等)については提出の指	質問0-41を参照して〈ださい。
	別ないますが	定がないと考えてよろしいでしょうか。	
	7(2) アー	提出の指定のある様式にExcelを使用して作成する場合、演算式を残しておく必要があるでしょうか。或いは、数値のみのデータで宜しいでしょうか。	応募者の業務上支障がない範囲で、演算式を残 して〈ださい。
		事業者の債務不履行時のペナルティ条項について記載が有りませんが、特に想定されていないということでしょうか。例えば、SPCが契約に則り誠実に業務を履行していたとしても、不測の事態が発生し契約の継続が困難となった場合、どのようなペナルティが想定されるでしょうか。	
0-45	全般	募集要項等には町と事業者とのリスク分担表が添付されていませんが、町と事業者とのリスク分担は実施方針(平成14年7月)p.16~17の別添資料:想定されるリスク分担表の内容であるという理解で宜しいでしょうか。	りですが、契約条件規定書に記載されている事